

## 第16回沖縄県教育委員会会議（定例会）

1 日時 平成26年12月24日 15時02分～17時17分

2 場所 県庁13階第1・2会議室

3 出席者

委員	宮城 委員（委員長） 富川 委員 泉川 委員 石嶺 委員 照屋 委員 諸見里 委員（教育長）	（欠席委員）
教育 庁	統括監等	教育管理統括監、教育指導統括監、参事（2名）
	課長及び 班長等	総務課長、教育支援課学校予算班班長、施設課長、学校人事課長 県立学校教育課長、義務教育課長、保健体育課長、 生涯学習振興課長、文化財課副参事兼資料編集班班長
	職務のため 出席した者	（事務局） 総務課教育企画監、同課総務班班長、同班主査（2名）、同班主事、 同課財務班班長、同課教育企画班主任指導主事（2名） 学校人事課給与制度班班長、同班主幹 県立学校教育課特別支援教育監、同課特別支援教育班主任指導主事、 同班指導主事（2名） 生涯学習振興課社会教育推進監、同課社会教育班社会教育主事（2名）
4 傍聴した者		
記者7人 / その他1人		

平成26年第16回県教育委員会会議（定例会）

（開会15:02）

委員長	ただいまから平成26年第16回県教育委員会会議・定例会を開会します。 まずはじめに、議事日程の決定を行います。会期は本日1日とし、会議の順序等についてはお配りした日程案のとおりとしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。
各委員	異議なし。
委員長	このとおり決定します。 次に、平成26年第14回会議録の承認を行います。石嶺委員お願いします。
石嶺委員	正確に記載されております。
委員長	正確に記載されているとのことですので、承認してよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
委員長	このとおり決定します。 今回の会議録署名人は、照屋委員にお願いします。
照屋委員	はい。了解しました。
委員長	次に、報告事項に入ります。 報告事項1について、「平成26年第6回沖縄県議会（12月定例会）における質問・答弁等概要報告」について総務課から報告をお願いします。
総務課長	（報告事項1の説明） ・「平成26年第6回沖縄県議会（12月定例会）における質問・答弁等概要報告」
委員長	御質疑ございますか。
各委員	（なし）
委員長	よろしいですか。 （しばし間があり） では、次に報告事項2について、「平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」結果について保健体育課より報告をお願いします。
保健体育課長	（報告事項2の説明） ・「平成26年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査」結果
委員長	御質疑ございますか。
照屋委員	小学校・中学校の体力・運動能力の調査ということですが、幼児教育から「体力づくり」というか、「動きづくり」に重点をおいて、簡単な運動を数多く体験させて、この体験の中から体を動かす喜びを感じ、運動に興味をもってもらうというような取組を私立幼稚園が力を入れて取り組んでいるようです。 幼児教育から運動に興味をもってもらう取組をしていけば、小学校・中学

	<p>校へと繋がっていくと思います。</p> <p>体育指導の中で、集団の中で自分の思っていることをはっきり言えるような第一歩として、挨拶・返事を元気よく言える、ルールを守ることの大切さ、自主的に積極的に取り組む姿勢や思いやり・協調性や社会性などを体育指導の中で身につける事ができると思います。そのあたりを幼児教育のうちから力を入れていくといいと思います。</p> <p>私立幼稚園では外部指導員を招いて力を入れてやっているところもありますので、視察を行い、参考にしていただければと思います</p> <p>北海道教育委員会では体力向上webシステムを使用しているようです。沖縄でいえば、学力向上webシステムのようなものです。</p>
保健体育課長	<p>幼児の体力づくりについては、文部科学省で東日本地区・西日本地区の指導者講習会があり、これまで小学校中心でしたが、そこでは幼稚園での取組についても説明ありました。そのあたりは義務教育課と連携しながら、職員の派遣について協力依頼をして、今年度も1名派遣しています。</p> <p>伝達講習会には200名近くの参加があったということで、今後も継続していきたいと思います。</p>
泉川委員	<p>長寿県ではなくなった本県では、県をあげて健康づくり計画を作って取り組んでいます。</p> <p>学校現場における状況把握とあわせて、学校外ではたとえば小児保健協会で、乳幼児検診からメタボ対策が研究が始まっています。幼児期の連携が重要だと思います。</p> <p>学校で、学校医が肥満度の高い生徒をどのようにフォローするのかということに関して、九州では肥満度30%以上の子どもについては、学校検診のなかで把握し、フォローする体制を福岡県では実施していると耳にしています。</p> <p>九州各県で、そのような取組ができていの中で、沖縄県でも学校医との連携の中で医師会を中心とした医療との連携を深めていって、健康長寿に資するものに繋げていただきたいと思います。</p> <p>運動については、「達成される技能」としての運動と「運動自体が好きである」という生活に染みこんだ運動とを分けて考えると、沖縄県では部活に関してはこちらかという、運動することによってスポーツの成果を期待するという考え方が一部あります。悪いことではありませんが、そちらに偏りが生じてしまうと運動自体が嫌いになってしまうということで、せっかくの健康づくりの機会が損なわれてしまうのは非常に残念なことです。</p> <p>運動自体が好きであるということを追求する生活習慣づくりという発想で体育を推進していただければと思います。</p>
委員長	<p>他にございませんか。</p>

	<p>(なし)</p> <p>それでは、審議事項に入ります。</p> <p>議案第1号「わいせつ事案等再発防止対策に係る取組方針の策定について」を議題とします。</p> <p>議案の概要を担当課から説明願います。</p>
総務課長 県立学校教育 課長	<p>(議案第1号の説明)</p> <p>・わいせつ事案等再発防止対策に係る取組方針の策定について</p>
委員長	御質疑ございますか。
富川委員	<p>取組方針には基本的に賛成です。勉強会でも何度か説明を受けて、コメントも何度かしていますが、あまり意見が反映されてない部分がありますので質問及びコメントを述べたいと思います。</p> <p>資料の13ページに再発防止に関する取組方針ということで服務規律関係が6つあり、これはこれでいいと思いますが、誤解を恐れず申し上げますと、他の組織より教育庁はガバナンスやマネジメントやデュープロセスが緩いということを書きで委員会に提出したことがあります。</p> <p>わいせつ行為に関しては、研究会とかメッセージを送るという次元ではなく、非常に深刻なことになっています。</p> <p>先ほど、実際に少女買春の懲罰の委員会がありました。そういうことを処理している間に、メディアによるとまた石垣で事案が出てきているという話がありました。普通、対策をとって効果がなければ別の手段を考えるとと思いますが、それが上滑りしている感じがします。</p> <p>そこで、企業でどのようなことを行っているかという、人事管理の問題だと思いますが、職場で職員のコンサルというか朝一番に出勤したら相談をして、家庭等の様々な悩みも見ながら職場を進めていくということを行っています。このことについて提言をしましたが、この6つの中に含まれていません。</p> <p>多くは小中高の学校が職場なので、ある意味スモールワールドになっていて、それぞれの校長がしっかりと管理しないと中々難しい面があります。そういう面で、朝礼でカリキュラムだけでなく、個々人の職員がちゃんと健康上、精神上大丈夫かということを確認する必要がある、企業では行われています。そういった人事管理をもっと突っ込んで参考にして盛り込むべきではないかと思います。研修会等で何度もやっている規範的なことだけでなく、もっと突っ込んだ対応をして欲しいと思います。</p> <p>もう1点は、職員だけでなく、普通の子どもがサイトを通じて犯罪に巻き込まれるということに対し、意識が薄いと言われています。</p>

一番気になるのは12ページにサイバーパトロールに関して、「調査研究を検討」ではなく、重大な事件も起こったので、予算上の措置もあると思いますが、検討ではなく、外部専門家に委託してウォッチすることはできないのでしょうか。

検討している間に色々なことが起こっているんで、これは通常の職員の域を越えることがたくさんあると思います。

ネット等我々が日常使っているものでも、特に子ども達が見ているソフトはどんどんバージョンアップしていて、わからない世界になりつつあります。そこをちゃんと監視してチェックできる機能、個人的見解では検討どころではないと思います。さっそく予算を組んでこういうものをやるべきではないかと思います。

取組自体を否定するわけではありませんが、ほんとに事案が起こらないようにするという事例研究や現状に沿った対応策について勉強不足に感じます。

是非企業の実態やネットの専門家の意見を聞くなどした方がいいと思います。たとえば、規範的なことを書いたガイドラインがあるわけですが、70ページもあると教員は読むだろうが、子どもは読むのかなというのが率直な意見です。

概要版を作成したり、ホームルームで授業の一貫としてやるなどした方がよいと思います。直に子ども達に伝わっているかという疑問があります。場合によっては、子ども達がよく見るネットの中に「やってはいけない」というものを貼り付けを行うなど、銀行でも振り込み時に音声が出てくるようにしており、先進的な実行力のある取組を行うべきだと思います。

一般的な組織や企業の感覚だと、やることはよいが、実行力があるのかという感じがします。

総務課長

ご意見についてですが、企業が取り組んでいることを参考にしてどういったことができるかということですが、たとえば10ページにある「信頼関係の強い職場の構築」というものや、研修会の実施、3番のわいせつ事案等に関する分析など、総合的に取り組んだ結果を踏まえ、それで終わりではなく効果を検証し改善する、場合によっては外部の方の意見を聞きながら取り組んでいくという意識がありますので、よろしく願いいたします。

県立学校教育課長

文部科学省が作成している学校ネットパトロール事例集からもガイドラインに掲載しています。ヒットした場合にどういった削除依頼をするかという学校の手順なども記載してあります。

そして、警察で行っているようなネットパトロールのような形で取り組めるかなど他府県の事例も研究し、本県でできるかどうかも含めて調査研究を

	<p>行っているところでございます。</p> <p>様々な情報をネット被害ガイドラインに網羅していますが、生徒が作った「高校生ちゅらマナーハンドブック」にも携帯に関する情報なども記載しており、これを高校生全生徒に配布します。そこで注意喚起を行い、規範意識を高めていきたいと考えています。</p> <p>パトロールに関しては、警察等と連携するほか、生徒への周知として、ガイドラインをコピーして学級用として掲示できるものを各学校に案内していきたいと考えています。</p>
富川委員	<p>是非お願いしたいことは、警察との連携も必要ですが、学校の裏サイトなど様々なものがあり、教育委員会が把握できないものもありますので、専門家がいじめ等を含めてネットで何が起きているのかという実態把握が弱い感じがするので、ここを強力に推進してもらいたいと思います。</p>
石嶺委員	<p>服務規律にかかる対策で、いいことがいくつも記載されています。</p> <p>懲戒処分の基準については、抑止力の強化を目的に見直しをする、わいせつ行為の分析として「職員の想像力の欠如が指摘されている」とか、過去のわいせつ事案の場面云々などあります。メッセージも大切ですし、10ページには、5の(2)の下の方に「管理職は適宜個人面談を行い、職員の悩み等の把握に努める」とあります。文書に書くだけで無く、管理職のみなさんが個人面談を月1回行うのか、2月に1回行うのか、どの場面でやるのか、具体的などころまで示してやっていくためのフォームが必要ですし、そのフォームは校長、場合によっては本庁まで流れるというチェックの仕組みを作らないと「努める」というだけでは、そこに浸透性がないと思いますので、具体的に案を作り、PDCAで回していくという仕組みをぜひ作って欲しいと思います。</p>
総務課長	<p>個人面談について、具体的にどのタイミングで実施するのかこれから煮詰めていきます。</p> <p>学校では校長がどのようにやるのか、あるいは職員で課長はどういう形でやるのか、フォームについてもこれから作成していきたいと思います。</p>
照屋委員	<p>生徒指導等にかかる再発防止策についてですが、11ページの2の概要の沖縄県肢体不自由特別支援学校PTA協議会と知的障害教育機構のPTA連合会の研修会とありますが、ここには肢体不自由と知的障害しか入っていないので、盲・ろう・病弱校を含めた17校のPTA協議会がありますので、そこで合同研修会を行うのがよいのではないかと思います。</p> <p>改訂前のガイドラインの調査だと思いますが、15ページの1番「ネット被害防止ガイドライン」の項立ての1番の小中高における携帯電話等の実態について、今年3月に発行されたガイドラインの調査結果が掲載されていると</p>

	<p>と思いますが、現在では特別支援学校の生徒も生活支援の観点から、携帯電話や i p a d を所持している生徒が増えてきています。今後小中高と同様に特別支援学校の生徒も実態把握をした方がよいと思います。また、知的障害者を狙った性犯罪もありますので、そのあたりの防止に繋がるような対策も必要だと思います。</p> <p>改訂版の参考資料には、性に関する指導の留意点がありますが、これはネット被害防止ガイドラインですので、これとは別に性教育指導のガイドラインもあった方がよいのではないかと思います。</p> <p>北海道教育委員会では、「学校における性教育を進めるために」というガイドラインが作られており、基本的な考え方や具体的な指導方法・指導計画例など具体的に作られていて、それもホームページに掲載されていたので、こういったものも必要かと思います。</p>
県立学校教育課長	<p>特別支援学校の P T A 連合会研修会については調整したいと思います。</p> <p>各特別支援学校での性教育の取組に関しては、教育活動の中で各学校が適正に年間計画を組んで、「性に関する年間計画」ということで取組を行っています。</p> <p>それも踏まえて、性に関する研修会、地区別の性教育又は薬物乱用防止教育研修会、地区別の養護教育研修会でも特別支援学校の参加がありますので、先ほどの意見も踏まえて主管課を通して、関係機関と調整をしていきたいと思います。</p>
委員長	<p>他にございませんか。</p> <p>(なし)</p> <p>それでは、議案第 1 号について、採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第 1 号「わいせつ事案等再発防止対策に係る取組方針の策定について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。</p>
各委員	異議なし。
委員長	<p>議案第 1 号は原案のとおり可決されました。</p> <p>それでは、教育委員会を代表しまして、私から一言申し上げます。</p> <p>本日教育委員会定例会に先立ち、臨時会を開催し、児童買春事案を起こした職員の処分を決定したところです。改めて被害にあわれたご本人及びご家族の皆様には深くお詫び申し上げます。</p> <p>今回の事案は、本県教育、そして教職員に対する信頼を著しく失墜させた前代未聞の事案であります。本人の処分にあわせて、教育委員会としまして、社会に与えた影響の大きさに鑑み、法的な枠を越えて自ら律し、道義的責任を痛感し、委員報酬の一部返納を決定したところです。</p>

	<p>また、教育長に対しても公務外の行為とはいえ、教育長参事の職にあった職員がこのような前代未聞の事案を起こしてしまったことについて、嚴重注意を行ったところです。</p> <p>教育委員会としましては、委員及び全職員が今回の事案が与えた影響を深く受け止め、今後はこの取組方針に沿って、再発防止のために継続して真摯に取り組んで参ります。</p> <p>それでは、続いて議案第2号「「併設型C中高一貫教育校（仮称）基本計画」について」を議題とします。</p> <p>総務課から概要説明をお願いします。</p>
総務課長	<p>（議案第2号の説明）</p> <p>・「併設型C中高一貫教育校（仮称）基本計画」について</p>
委員長	御質疑ございますか。
各委員	（なし）
委員長	<p>それでは、議案第2号について、採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第2号「併設型C中高一貫教育校基本計画」について、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。</p>
各委員	異議なし。
委員長	<p>議案第2号は原案のとおり決定されました。</p> <p>続いて、議案第3号・県議会の議案である「平成26年度沖縄県一般会計補正予算（第3号）」に対する意見に関する教育長の臨時代理の承認を議題とします。</p> <p>総務課から説明をお願いします。</p>
総務課長	<p>（議案第3号の説明）</p> <p>・沖縄県教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について（議案「平成26年度沖縄県一般会計補正予算（第3号）」に対する意見）</p>
委員長	御質疑ございますか。
各委員	（なし）
委員長	<p>それでは、議案第3号について、採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第3号「平成26年度沖縄県一般会計補正予算（第3号）」に対する意見について、承認してよろしいでしょうか。</p>
各委員	異議なし。
委員長	<p>このとおり決定します。</p> <p>それでは、議案第4号同じく臨時代理の承認議案で「議案「沖縄県教育長</p>



	<p>の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例」及び「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」に対する意見」を議題にしたいと思います。</p> <p>学校人事課から概要のご説明をお願いします。</p>
学校人事課長	<p>(議案第4号の説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・沖縄県教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について(議案「沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例」及び「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」に対する意見)</li> </ul>
委員長	御質疑ございますか。
各委員	(なし)
委員長	<p>それでは、議案第4号について、採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第4号「議案「沖縄県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例等の一部を改正する条例」及び「沖縄県職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例」に対する意見」について、承認してよろしいでしょうか。</p>
各委員	異議なし。
委員長	<p>このとおり決定します。</p> <p>次の議案第5号も、教育長が臨時代理した条例案に対する意見についての承認議案となりますが、その後の第6号議案が、条例改正に伴う教育委員会規則の改正についての議案とのことですので、一括して議題としたいと思います。</p> <p>議案第5号及び第6号について、県立学校教育課から一括して説明をお願いします。</p>
県立学校教育課長	<p>(議案第5号及び第6号の説明)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について(議案「沖縄県附属機関設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」に対する意見)</li> <li>・沖縄県心身障害児適正就学指導委員会規則の一部を改正する規則について</li> </ul>
委員長	御質疑ございますか。
泉川委員	<p>規則案の概要説明の中で、国の方から(2)で示されている市町村の教育委員会が設置する就学支援委員会については、機能を拡充するということで、単純な判定ではなくて、その後の一貫した支援についても見るということでその趣旨は非常に理解できることです。</p> <p>県の就学支援委員会の名称変更については、昨今の流れに沿っていること</p>

	<p>でよいことだと思いますが、第2条の現行の「程度を判定し適正な就学指導を行う」が「障害の程度及び就学支援に関する事項について、教育委員会に対し意見の答申を行う」ことになっていますが、違いを具体的に教えて欲しいです。</p>
<p>県立学校教育課長</p>	<p>まず「心身の」という部分に関して、障害に関しては、何年も前から取り除いているというようなことだと思います。</p> <p>それから、委員会に関しては、基本的に判定等、ご意見をお伺いした上で、沖縄県就学支援委員会の委員の判断をもって、判定していくという形になるかと思えます。</p>
<p>泉川委員</p>	<p>わかりにくかったのは、特別支援学校に入学することを期待するというところで、市町村教育委員会が県教育委員会の支援委員会にあげるというところで、県の就学支援委員会で会議をして、答申をするということになっていますが、現行の程度判定と適正な就学指導の違いについて、この2つは違うと思います。意見の答申や指導は、なんらかの強制力や交渉の余地が想定されますが、そこを明確にしていきたいと思えます。</p>
<p>県立学校教育課長</p>	<p>これまでも適性等を判断して答申してもらっていますが、市町村教育委員会から意見をもらって、その意見に対して県の就学支援委員会で判断して、実際にもう一度考える必要がある場合には、市町村にあげて調整をさせていただくことになります。</p> <p>現行との表現は変わっていますが、内容的な部分については大きな変更はありません。</p>
<p>泉川委員</p>	<p>市町村教育委員会では義務教育の学校の中で、就学の当該児童についてどのような就学支援をするかということについては、保護者の意見を尊重して、市町村の就学指導委員会では、数年以上前の従来型の紋切り型の診断選別のような機械的な振り分けではなく、家族や本人の希望等を踏まえた適正な就学ということで相談支援するというところで、判定から支援へと変わったという経緯があると理解しています。</p> <p>その趣旨を踏まえて県の就学指導委員会は就学支援委員会に名称を変更したと思えますが、法の趣旨を踏まえたところの変化はないのかという質問です。</p> <p>文言にそれが出ているか確認したかったです。</p> <p>変化がないのであれば、法の趣旨を踏まえると市町村の主体性というか、市町村の就学指導委員会ではなく、就学支援委員会が一貫とした支援を前提として何らかの支援計画を決める中で、県立の特別支援学校に入学させる方が望ましいということで、かつて言えば県に判断をあおぐ、今回で言えば県の支援をあおぐ。県の姿勢として従来のように判定して入学を決める機械</p>

	<p>的な判定でなく、就学支援という形で市町村の就学支援委員会の判断を尊重した形で答申をしながら、結果としては県立学校の入学に繋げることができるかどうかが一番気になります。</p>
県立学校教育課長	<p>市町村教育委員会から県教育委員会に児童生徒の入学時、特別支援学校に在籍している児童生徒等が入学する際、その意見を最大限に尊重しながら適正かどうか答申を行っていくことになると思います。</p>
泉川委員	<p>かつての「指導」という表現の中に、県で判定が市町村の判定より優先されるという、やや一方的な判定がありました。</p> <p>市町村教育委員会では様々な事情を勘案して県立学校が適正ではないかと提案したものが、却下されるという場合があります。これが判定ということだと思います。</p> <p>今日の話では最大限尊重するというので、法の趣旨の支援という形がでていると思います。</p> <p>本人や家族の意向等を踏まえて支援を行うという計画のなかで、県も同様な趣旨で支援をするという考えのもとで進めていければいいと思います。</p>
県立学校教育課長	<p>県教育委員会として専門家の意見を聞くことによって、適正に就学支援が行えるように努めていきたいと思っています。</p>
富川委員	<p>臨時代理について、私の理解に誤りがあれば教えていただきたいと思いません。</p> <p>5と6の議案が関連しているとありましたが、日付は同時、今日認められたから知事に対してはそれでいいですという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>内容に対して、承認に賛成ですが、これに関連して3も4もありましたが補正予算なのでそれでよいと思いました。</p> <p>以前、臨時代理について以前に疑問を呈していて、それを受けて何度か教育委員会の意見を聴取しているようにしていると思います。</p> <p>もちろん委員会に予算権はないので、教育長が吸い上げて提案すると思いますが、一般予算などについて、サイバーパトロールの問題で早急に設置すべきという意見が出た場合に、判断するのは教育長だが予算措置を伴います。意見として字面で読むと、知事が意見を求めますとなっていますので、日付が短く10日のうちに返答するというのであれば、急を要するというので良いと思いますが、前から申し上げていますが、かなり恒常化していますよね。恒常化せざるを得ないこともかなりあると思いますが、意見を聴取して予算に反映させる等、ケースバイケースになるかとは思いますが、そこは教育長に判断して欲しいと思います。</p> <p>先ほどの5と6は同時承認ということであれば、それで結構です。</p>
委員長	<p>他にございませんか。</p>

	(なし) それでは、まず議案第5号について、採決します。お諮りします。 議案第5号「議案「沖縄県附属機関設置条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例」に対する意見について、承認してよろしいでしょうか。」
各委員	異議なし。
委員長	このとおり決定します。 続いて、議案第6号について、採決します。 お諮りします。 「沖縄県心身障害児適正就学指導委員会規則の一部を改正する規則について」原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。
各委員	異議なし。
委員長	議案第6号は原案のとおり決定されました。 続いて、議案第7号「平成27年度沖縄県立特別支援学校の高等部の入学定員について」を議題とします。 県立学校教育課から説明をお願いします。
県立学校教育課長	(議案第7号の説明) ・平成27年度沖縄県立特別支援学校の高等部の入学定員について
委員長	御質疑ございますか。
各委員	(なし)
委員長	それでは、議案第7号について、採決します。 お諮りします。 議案第7号「平成27年度沖縄県立特別支援学校の高等部の入学定員について」、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。
各委員	異議なし。
委員長	議案第7号は原案のとおり決定されました。 次の議案第8号及び第9号は両方とも、県立青少年の家の指定管理者に係る県議会議案に対する意見の臨時代理承認議案ですので、一括して議題としたいと思います。 それでは、議案第8号及び第9号について、一括して生涯学習振興課から説明をお願いします。
生涯学習振興課長	(議案第8号及び第9号の説明) ・沖縄県教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について(議案「指定管理者の指定」(宮古青少年の家)に対する意見) ・沖縄県教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について(議案「指定管理者の指定」(石垣青少年の家)に対する意見)
委員長	御質疑ございますか。

各委員	(なし)
委員長	<p>それでは、議案第8号及び第9号について、一括して採決します。 お諮りします。</p> <p>議案第8号及び第9号「宮古青少年の家及び石垣青少年の家の指定管理者の指定」議案に対する意見について、承認してよろしいでしょうか。</p>
各委員	異議なし
委員長	<p>このとおり決定します。</p> <p>それでは、議案第10号「沖縄県家庭教育支援推進計画について」を議題にしたいと思います。</p> <p>生涯学習振興課から概要のご説明をお願いします。</p>
生涯学習振興課長	<p>(議案第10号の説明)</p> <p>・沖縄県家庭教育支援推進計画について</p>
委員長	<p>御質疑ございますか。</p> <p>これまで進捗報告を受けていて、意見も出してきました。何かコメントでもいいですのでお願いします。</p>
富川委員	<p>全部読んではいなくて恐縮なところもあるのですが、基本的なことを聞きたいと思います。</p> <p>先ほどの会議で、最近の子どもは罪の意識もなく、ネットに走り、危ないところに行きやすいというような状況があります。</p> <p>これは、リスク管理という意味で、規範や倫理観の欠落だと思えます。規定内のルールはあるが、とても無防備な感じがします。価値観の変遷などもあると思えますが、そういうところが問われていると思えます。こういったことはどこで対応していますか。</p> <p>鑑文に強制でなく、押しつけではないとありますが、こちらについても情報があればお願いします。</p>
生涯学習振興課長	<p>プログラムが4つのカテゴリーに分かれています。</p> <p>1つ目が幼児期の子どもを持つ保護者向け、2つ目が小学校低学年の子どもを持つ保護者向け、3つ目が小学校高学年の子どもをもつ保護者向け、4つ目が中学校・高校の子どもを持つ保護者向けという各年齢層を網羅する形でプログラムを作成しています。低学年については、「このような事をやるといいですよ」というような作り込みになっています。</p> <p>押しつけではなくというのは、学び合いの中で、現在の家庭教育のあり方や現にやっていることを素直に話しましょう。そのことに対し、参加者から誹謗中傷や「あなたが間違っていますよ」ということを言うのではなく、お互いが聞いたり、確認をし合うというような内容になっています。</p> <p>もし、そこで何らかのことを申し上げる際には、リーダーやアドバイザー</p>

	<p>などが保護者に指導助言を行っていく予定です。家庭教育はこうでなければならぬと言っているわけではありません。</p> <p>家庭にはそれぞれの指導方法があると思いますので、そのあたりを尊重していきたいと思います。</p>
照屋委員	<p>親の学び合いプログラムの中で、大きくテーマを分けて学習環境や生活習慣、規範意識、マナーに分かれています。健常児の親を対象にしていると感じます。</p> <p>前回の定例会でも申し上げましたが、障害児の子どもしかいない家庭や障害をもった兄弟児が抱える課題も様々あり、障害児の兄弟がいる健常児の子どもが不登校になったり、家庭内暴力を起こすという問題も周囲から聞いています。兄弟の関わりや兄弟に対する親の関わりなど、家庭教育支援のプログラムの中にあればよいと思っています。</p> <p>受援力を学ぶ機会があれば助かると思いますが、そのあたりの支援についてどのようにお考えでしょうか。</p>
生涯学習振興課長	<p>今回のご指摘に関して、先ほど述べたカテゴリーの中には特別支援学校の子どもがいる保護者向けがありませんでした。</p> <p>しかし、このあたりは実際に行っていくなかで、そのような保護者がどちらかのカテゴリーで参加されると思いますので、その中で、ご自身の家庭の状況や家庭教育の悩みなどをお話ししていただければと思います。</p> <p>そういう意味では、カテゴリーの中に1つ設けても良かったと思いますが、現在のものでもカバーしていけると考えています。</p>
教育長	<p>家庭教育は、本県教育の要だと思います。子ども達の多様な問題行動において、家庭教育を改善しなければならないという強い思いがあります。</p> <p>沖縄県の家庭教育の必要性は誰もが口にはしてきたものの、おざなりにされてきたような感があります。この機会に障害を持つお子さんの家庭の問題や、中には教育どころではないというような家庭もありますので、どのような支援を行うかについて、実際に行いながら課題を見つけ、家庭教育支援リーダーやアドバイザー等を含め、行政・学校・地域・家庭で一体となって取り組みたいと思います。</p> <p>どれくらい改善できるか、まず踏み出して見なければいけないと思いますので、是非ご理解とご協力をお願いします。</p>
委員長	<p>他にございませぬか。</p> <p>それでは、議案第10号について、採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第10号「沖縄県家庭教育支援推進計画について」原案のとおり決定することにご異議ございませぬでしょうか。</p>

各委員	異議なし
委員長	議案第10号は原案のとおり決定されました。 議事は以上ですが、その他、ご意見・提案等がある委員はいらっしゃいますでしょうか。
各委員	(なし)
委員長	これで本日の日程は全て終了しましたので閉会します。